

医保第06-986号

令和3年3月23日

一般社団法人 三重県薬剤師会長 様

三重県医療保健部長

薬局等における管理者の兼務許可取扱い要領について

平素は本県の薬事行政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、県の「薬局等における管理者の兼務許可取扱い要領」（以下「要領」とする。）の兼務許可を与えることができる範囲について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご了知のうえ、貴会会員あて周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。なお、管理者不在時に薬局等が営業を行う際は、当該薬局等の管理に支障を生じない措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、この通知の適応は県保健所管轄の薬局等に限るものであることを申し添えます。

#### 記

- (1) 新型コロナウイルスのワクチン接種に係る業務について、市町並びに地域薬剤師会等から薬剤師の派遣要請があり、薬局等の管理者が、管理する薬局等以外の場所で業務に従事する際は、要領 2 兼務許可を与えることができる範囲の「(4) その他、当該薬局等の業務を遂行するに当たって支障を生じない場合」に該当するものとし、兼務許可の期間はワクチン接種に係る業務を行う期間とする。
- (2) (1) の業務に従事する際は、要領 3 に規定する兼務許可を受けたものとみなし、兼務許可申請の手続きは不要とする。ただし当該業務を行った場合、薬局等の管理者は、業務の日時、業務を行った場所等を記録しておくこと。

事務担当	
医療保健部薬務感染症対策課	
薬事班	濱口ひとみ
電 話	059-224-2330
F A X	059-224-2344